

事務局課長 (2件の申請者、貸借権の設定の要件等について説明)
議 長 事務局担当者より、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事務局 (都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定の流れなどについて概要説明)

議 長 なお、本議案は2件ありますので、1事案ずつ採決を行います。

暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開します。議案の説明は終わりました。1件目の貸借について担当委員から、ご確認いただいた内容の報告をお願いします。

廣瀬委員 (借人の耕作状況等報告)

石坂委員 (借人の耕作状況等報告)

浅沼委員 (借人の耕作状況等報告)

佐藤委員 (借人の耕作状況等報告)

議 長 ありがとうございます。

本議案については、午前中に生産緑地対策委員会が開催されましたので、細野委員長から報告をお願いします。

細野委員長 本日生産緑地対策委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにいたします。

これより採決に入ります。本議案のとおり事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定することに決めます。

議 長 暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開します。議案の説明は終わりました。つづいて2件目の貸借について担当委員から、ご確認いただいた内容の報告をお願いします。

廣瀬委員 (借人の耕作状況等報告)

- 石 阪 委 員 (借人の耕作状況等報告)
秋 本 委 員 (借人の耕作状況等報告)
園 部 委 員 (借人の耕作状況等報告)
議 長 ありがとうございます。
本議案については、午前中に生産緑地対策委員会が開催されましたので、細野委員長から報告をお願いします。
- 細 野 委 員 長 本日生産緑地対策委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。
- 議 長 ありがとうございます。
これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにいたします。
これより採決に入ります。本議案のとおり事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定することに決めます。
続いて日程第3、議案第33号「「農地法第5条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。
別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。
- 事 務 局 課 長 (8件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
- 議 長 事務局担当者より農地法第5条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。
- 事 務 局 議 長 (農地法第5条について概要説明)
暫時、休憩いたします。
(休 憩)
- 議 長 再開します。ご確認いただいた委員から報告をお願いしたいと思います。
- 森 委 員 (現地確認をした農地の現況について報告)
ありがとうございます。
- 議 長 議案の説明は終わりました。
暫時、休憩します。
(休 憩)
- 議 長 再開いたします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決めます。

続いて日程第4、議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (32件申請者、申請の農地、申請理由について説明)
議長 事務局担当者より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画の流れについて概要説明をいたさせます。

事務局局長 (農地中間管理事業について概要説明)
議長 始めに、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画あっせん新規1件の詳細について説明いたさせます。

事務局局長 (1件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。本議案については、本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

志村委員長 本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。これより「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画 あっせん事業新規の1件の決定について」審議いたします。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画 あっせん事業新規1件について支障なしと考え、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による意見について特に意見なしとして市長に対し通知することに賛成の委員諸君の挙手を求めま

す。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画に基づく貸借について、特に意見なしとして市長に通知することに決めます。

続いて、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画あっせん更新の20件、相対新規9件、相対更新の2件の詳細について説明をいたさせます。

事務局 局長 (31件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。本議案については、本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

志村委員長 本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。これより「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画あっせん更新の20件、相対新規9件、相対更新の2件の決定について」審議いたします。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について支障なしと考え、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による意見について特に意見なしとして市長に対し通知することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画に基づく貸借について、特に意見なしとして市長に通知することに決めます。

続いて日程第5、議案第35号「農業委員会総会議事規則の一部改正について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (農業委員会総会議事規則の一部改正について概要を説明)
議 長 事務局担当者より農業委員会総会議事規則について事案の詳細
について説明をいたさせます。

事務局 (農業委員会総会議事規則の一部改正について詳細を説明)
議 長 議案の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま
す。

これより採決に入ります。本議案のとおり、農業委員会総会議
事規則の一部改正について賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり農業委員会総会議
事規則の一部改正を決定することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項およ
び報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項(農地法4条8件、5条12件、納税猶予に関する適
格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書13
件)

報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について
0件)

議 長 報告は終わりました。何かご質問はありませんか。
何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたし
ます。